

平成 27 年 6 月 15 日

各 位

上場会社名 株式会社昭文社
 代 表 者 代表取締役社長 黒田 茂夫
 (コード番号：9475 東証第一部)
 問合せ先責任者 取締役経営管理本部長 大野 真哉
 電話番号 03-3556-8171

**第三者割当により発行される第 1 回、第 2 回及び第 3 回新株予約権の
 発行に係る払込完了に関するお知らせ**

当社は、平成 27 年 5 月 29 日開催の取締役会において決議いたしました第三者割当による第 1 回、第 2 回及び第 3 回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の発行に関しまして、本日、割当先からの本新株予約権に係る発行価額の総額（6,343,000 円）の払い込みが完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権の詳細につきましては、平成 27 年 5 月 29 日付の当社開示資料「第三者割当により発行される第 1 回、第 2 回及び第 3 回新株予約権の募集に関するお知らせ」をご参照ください。

記

本新株予約権の概要

第 1 回新株予約権

(1) 割当日	平成 27 年 6 月 15 日
(2) 新株予約権の総数	6,000 個
(3) 発行価額	6,120,000 円（第 1 回新株予約権 1 個につき 1,020 円）
(4) 当該発行による潜在株式数	600,000 株（第 1 回新株予約権 1 個につき 100 株）
(5) 資金調達額	514,320,000 円 （内訳）第 1 回新株予約権の発行による調達額：6,120,000 円 第 1 回新株予約権の行使による調達額：508,200,000 円 発行諸費用の概算額を差し引いた手取概算額は、下記「差引手取概算額」をご参照ください。
(6) 行使価額	1 株につき 847 円
(7) 募集又は割当方法（割当先）	第三者割当の方法により、全額をウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合に割り当てます。
(8) その他	第 1 回新株予約権を譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要します。

第 2 回新株予約権

(1) 割当日	平成 27 年 6 月 15 日
(2) 新株予約権の総数	1,300 個

(3) 発行価額	208,000 円 (第2回新株予約権 1 個につき 160 円)
(4) 当該発行による潜在株式数	130,000 株 (第2回新株予約権 1 個につき 100 株)
(5) 資金調達の内額	137,748,000 円 (内訳) 第2回新株予約権の発行による調達額 : 208,000 円 第2回新株予約権の行使による調達額 : 137,540,000 円 発行諸費用の概算額を差し引いた手取概算額は、下記「差引手取概算額」をご参照ください。
(6) 行使価額	1 株につき 1,058 円
(7) 募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当の方法により、全額をウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合に割り当てます。
(8) その他	第2回新株予約権を譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要します。

第3回新株予約権

(1) 割当日	平成27年6月15日
(2) 新株予約権の総数	1,000 個
(3) 発行価額	15,000 円 (第3回新株予約権 1 個につき 15 円)
(4) 当該発行による潜在株式数	100,000 株 (第3回新株予約権 1 個につき 100 株)
(5) 資金調達の内額	169,415,000 円 (内訳) 第3回新株予約権の発行による調達額 : 15,000 円 第3回新株予約権の行使による調達額 : 169,400,000 円 発行諸費用の概算額を差し引いた手取概算額は、下記「差引手取概算額」をご参照ください。
(6) 行使価額	1 株につき 1,694 円
(7) 募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当の方法により、全額をウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合に割り当てます。
(8) その他	第3回新株予約権を譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要します。

差引手取概算額

払込金額の総額	821,483,000 円
(内訳)	
第1回新株予約権 発行	6,120,000 円
第2回新株予約権 発行	208,000 円
第3回新株予約権 発行	15,000 円
第1回新株予約権 行使	508,200,000 円
第2回新株予約権 行使	137,540,000 円
第3回新株予約権 行使	169,400,000 円
発行諸費用の概算額	15,000,000 円
差引手取概算額	806,483,000 円

(注) 上記の第1回、第2回及び第3回における本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は、行使価額ですべての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。権利行使期間内に本新株予約権の行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を取得し、消却した場合には、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少します。その結果、払込金額の総額は減少します。

以上